

別紙**《新型コロナワクチン費用請求3回目接種における留意事項について(その2)》****1 予診票(追加接種用)の並びについて**

・市町村毎に、請求書の【区分】+【種類】順(①～⑥)で並び替えて提出してください。

(正しい請求金額を確認するため)

- ① 予診のみ:6歳以上(時間外・休日分除く)
- ② 予診のみ:6歳以上(時間外)
- ③ 予診のみ:6歳以上(休日)
- ④ 接種:6歳以上(時間外・休日分除く)
- ⑤ 接種:6歳以上(時間外)
- ⑥ 接種:6歳以上(休日)

※令和3年11月以前の接種で、クーポンなしの医療従事者に限っては別途、旧請求書にまとめて提出してください。

(旧請求書は、連合会のホームページに EXCEL 版を登録しておりますのでダウンロードのうえ、活用してください)

2 予診のみの場合

- ・券種部分の「予診のみ」をチェックしてください。
- ・医師記入欄は「見合わせる」をチェックしてください。

3 時間外区分の記載について

- ・時間外を請求する場合は、時間外(予診票/医療機関記入欄)のチェックボックスを塗つぶして、受付時間を記載してください。
(チェックボックスはレ点チェックではなく、必ず塗りつぶしてください。以下同じ)

※チェックボックスに塗りつぶしがあっても受付時間未記入の場合や、チェックボックスに塗りつぶしがなく受付時間の記載があるものについては返却される場合がありますのでご注意ください。

4 6歳未満の記載について

- ・接種年月日の時点で6歳未満の場合は、小児(6歳未満)のチェックボックスを塗りつぶしてください。
- ・なお、6歳未満かつ時間外、6歳未満かつ休日の場合は、それぞれ該当するチェックボックスを塗りつぶしてください。

5 休日区分の記載について

- ・休日分を請求する場合には、休日のチェックボックスを塗りつぶしてください。
(チェックボックスはレ点チェックではなく、必ず塗りつぶしてください。)